

有料職業紹介事業に関する契約書(覚書)

本書は職業安定法に基づく民営有料紹介事業に関する契約書として、株式会社 不動金属工業所(以下「甲」という)と赤穂エレック株式会社(以下「乙」という)との間に締結され、下記の事項を証するものである。

第1条 「乙」が「甲」より受け取る紹介手数料として、「乙」の紹介した求職者を「甲」が採用した場合のみ、「乙」はその介添えの有無にかかわらず、「甲」から紹介手数料を申し受けることとする。

第2条 「乙」が「甲」に紹介した採用決定者(求職者)の初年度予定年収(基本給、諸手当、賞与を含む)の紹介手数料率 20%をご紹介手数料(消費税込み)とする。「甲」は、その紹介手数料全額を「乙」の指定した方法(銀行振込)にて、採用決定者入社月の 25 日までに支払わなければならない。

なお、紹介手数料率については、採用決定者(求職者)の能力や経験年数等により増減することがある。

第3条 「乙」の紹介した採用決定者(求職者)が一身上の都合により 6 ヶ月以内に退職した場合には、「乙」は「甲」に対して、領収済み紹介手数料の 90%を、採用決定者(求職者)退職日より 14 日以内に、返還しなければならない。

但し、「甲」の採用決定者(求職者)に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者(求職者)が一身上の都合にて退職した場合には、「乙」は「甲」に紹介手数料を返還しないこととする。

第4条 本契約書は 2 部作成し、2 部とも署名(記名可)捺印されるものとし、「甲」と「乙」が 1 部ずつ保有する。契約締結日より 1 年間を有効期間とし、もし本契約書に定められていない事項について問題が生じた場合は、「甲」と「乙」が互いに誠意をもって円満に解決するよう努めることとする。

第5条 「甲」は採用決定者が持つ環境への意識と技能を、環境事業に活かすように努めることとする。

2017年10月20日

甲：株式会社 不動金属工業所

兵庫県赤穂市加里屋 1120-115

(電話番号) 07914-43-8844

(代表取締役) 三徳 勝



乙：赤穂エレック 株式会社

労働大臣認可番号 28・ユ・300602

兵庫県赤穂市中広 1492-1

(電話番号) 07914-43-8118

(代表取締役) 船曳 廣海

